

港区シニア食堂の運営支援の実施について

区は、地域のさまざまな社会資源をつなげ、地域全体で高齢者を支え合う体制を整える生活支援体制整備事業を通じて、生活支援コーディネーターを区内に配置するなど、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた取組を推進してきました。

こうした取組に加え、地域で支え合う仕組みづくりを一層推進し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくための新たな支援として、「港区シニア食堂」の運営支援を実施します。

1 事業の概要

(1) 目的

地域の高齢者による会食や会食を通じた交流の場「港区シニア食堂」の運営支援による高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進

(2) 対象団体

港区内で高齢者の自立した日常生活の支援等のために活動する任意団体等（地域の高齢者同士で作る任意団体の他、地域の高齢者との関わりの深いNPOや企業等）

(3) 事業内容

ア 港区シニア食堂にかかる費用の一部補助^(※1、2)（高齢者支援課）

イ 生活支援コーディネーターによる港区シニア食堂の立ち上げや運営等の相談支援（港区社会福祉協議会）

ウ 実施会場の相談、周知協力、関係機関との橋渡しの支援等（港区社会福祉協議会）

※1 補助条件として、高齢者（65歳以上）が1回当たり10人以上参加できる規模で開催すること等があります。

※2 令和8年4月1日以降に開催したものが補助対象となります。

2 事業規模

1,775,000円

(1) 港区シニア食堂推進事業補助金

1,600,000円（20,000円×年8回×10団体）

(2) 生活支援体制整備事業業務委託（社会福祉協議会によるシニア食堂事業周知用チラシ印刷等）

175,000円^(※3)

※3 このほか、社会福祉協議会の常勤職員を1名増員し、支援体制を強化しています。

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年	4月	本事業の実施
	6月	広報みなと等による事業の周知（補助金制度等）
	7月	補助金の交付申請受付、交付の決定通知
	8月	広報みなと等による事業の周知（食堂名・開催日程・会場等）

